

第2章 防災の基本理念

1 大阪市防災・減災条例 第3条（基本理念）

「防災・減災は、自らのことは自らが守るという**自助**の考え方、地域において互いに助け合うという**共助**の考え方及び行政が市民等及び事業者の安全を確保するという**公助**の考え方にに基づき、本市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念として行われるものとする。」

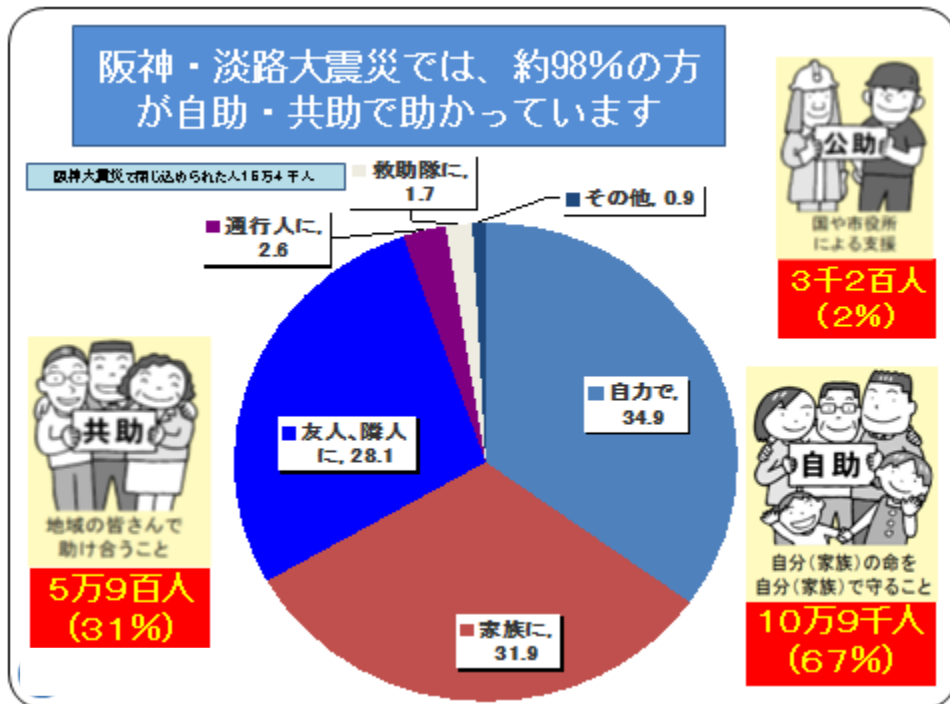
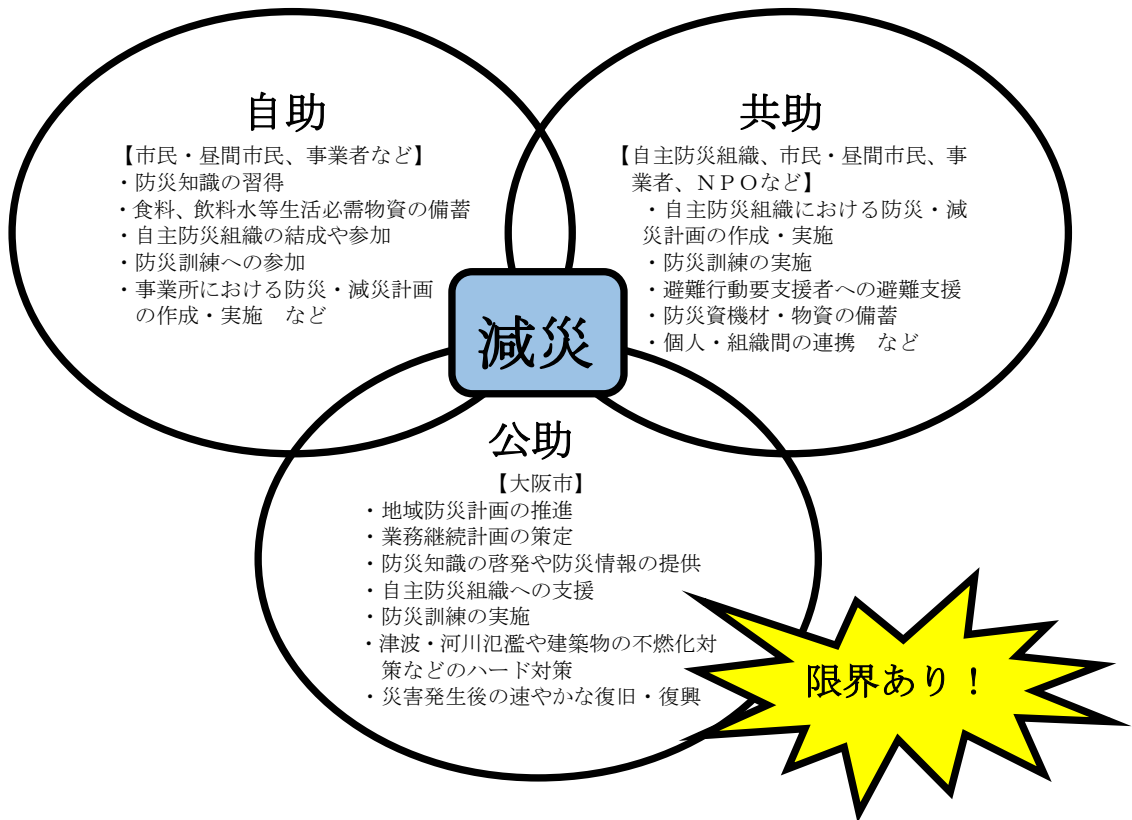
- (1) **自助** 「自分の命は自分で守る」
家族・個人が自分（家族）の命を自分（家族）で守る取組み
- (2) **共助** 「自分たちのまちは自分たちで守る」
地域住民、学校、企業などの助け合いの取組み
- (3) **公助** 「自助・共助への支援」
区役所など行政が行う支援の取組み

◆ 地震などの災害をあらかじめ止めることはできません。

「自助」「共助」「公助」の理念をよく理解し、みんなで力を合わせて災害に立ち向かうことで被害を最小限に抑えることができます。



●大阪市防災・減災条例の概要



2 市民・事業者・本市の責務と役割

(1) 市民の責務・役割

- 自らの安全は自ら守るという防災意識を持ち、平常時よりいざというときのために備える。

- ・ 食料、飲料水その他の生活必需品の備蓄
- ・ 防災訓練への参加
- ・ 自らが所有あるいは占有する建築物の安全性の向上



- 災害時には自らの安全を守るとともに、近隣の方などと助け合う。

- ・ 初期消火
- ・ 近隣の負傷者、避難行動要支援者への援助
- ・ 避難所の自主的運営



- 自主防災組織を結成し、災害時における協力体制を築いておく。

- ・ 防災関係機関が行う防災活動との連携、協力
- ・ 過去の災害から得られた教訓の伝承

(2) 事業者の責務・役割

- 事業者が災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、平常時よりいざというときのための計画等を策定する。

- ・ 事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP）の策定
- ・ 防災体制の整備及び防災訓練の実施
- ・ 事業所の耐震化
- ・ 予想被害からの復旧計画策定
- ・ 従業員が防災・減災対策に関する知識及び技術を習得することができる機会の提供



- 事業者ごとの能力を活用し、本市、市民及び自主防災組織と積極的に連携して自主防災活動の推進に努める。

- 災害応急対策または災害復旧に必要な物資、資材または役務の供給、提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、本市が実施する防災関連施策に協力するよう努める。

(3) 大阪市の責務、役割

- 市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各指定地方行政機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- 地域防災力の充実強化に努める。
 - ・自主防災組織等の充実及び自発的な防災活動の促進
 - ・事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）の実施など、事業者の防災活動の促進
- ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。
- 男女共同参画、高齢者、障がい者、外国籍の方、ボランティア団体等、多様な主体の防災活動への参画を促進するとともに、要配慮者への配慮に努める。